

豊橋市自立応援事業（保育士資格取得支援）募集要項

本市では、保育士資格取得を希望しながら経済的な理由で進学が困難な学生に対して、支援を行います。令和4年度卒業予定者に対する募集内容、申請手続等は以下のとおりです。

1 募集人数 3名

2 応募資格

次の項目の全てに該当すること

- (1) 経済的理由により保育士養成機関等への進学が困難な者
(世帯の生計を維持する者が市民税非課税または児童扶養手当受給もしくはそれに相当する状況にあること)
- (2) 保護者（親権者又は後見人）が、申請時点で本市に1年以上居住している者
- (3) 令和4年度に高等学校又は家政高等専修学校（以下、「高校等」という。）を卒業予定であり、大学、短期大学、専修学校専門課程（専門学校）（以下、「大学等」という。）に進学しない者
- (4) 保育士資格取得の意志があり、保育士試験合格まで継続できる者
- (5) 卒業後、児童福祉施設で保育士資格試験に必要な実務経験時間数（2年以上、かつ2880時間以上）を取得するためにアルバイト勤務及び試験のための学習を継続できる者
- (6) 応募後の夏休み期間中に、保育士適性判定のために5日間の児童福祉施設での実習を受講することが出来る者

3 支援内容（予定）

- (1) 保育士資格試験に必要な実務経験時間数を満たすための勤務場所の確保
- (2) 支援生への通信教育等の学科学習に要した経費の1/2（上限あり）
→ 支援生本人にお支払いします。

※注意事項：本事業は、保育士資格の取得を保証するものではありません。資格を取得するためには、本人が保育士試験を受験し合格する必要があります。また、資格取得後に実習や勤務をした保育園等への採用を保証するものではありません。

4 支援期間

支援生が保育士資格試験に必要な実務経験時間数を満たすまでの2年間と、資格取得のための試験を受験する期間として3年間の合計で最大5年間

5 申請手続

- (1) 申請を検討される方は、事前に豊橋市役所子育て支援課（☎51-2325）まで連絡をお願いします。
- (2) 提出期限までに次の書類を豊橋市役所子育て支援課（豊橋市役所東館2階）へ持参するか郵送してください。

①自立応援事業応募申請書（様式第1）

②家庭状況調書（様式第2）

- (3) 提出後、書類審査のうえ、今回の応募資格に該当する場合は適性判定を行うために実習を受ける児童福祉施設及び日程等を通知します。また、応募資格に該当しない場合についてもその旨を通知します。

6 提出期限 令和4年6月10日（金）まで

7 提出書類についての注意事項

※黒色のボールペンで記入してください。

※鉛筆や消せるボールペンで記入したり、修正液などによる修正箇所がある書類は受付できません。

	チェック欄	書類名
申込締切日までに提出	<input type="checkbox"/> 1	①自立応援事業応募申請書（様式第1）
	<input type="checkbox"/> 2	②家庭状況調書（様式第2） ・「生計を一にする者」について ※次の場合は、同一の住居に居住していなくても生計を一にする者とします。 ア 世帯の生計を維持する者が、勤務の関係で別居しているとき 例：父が単身赴任・海外勤務をしている イ 主に家計を支える者の被扶養者 例1：別居の祖父母を扶養している 例2：修学等により別居している兄弟姉妹
支援生内定後、指定期日までに提出	<input type="checkbox"/> 3	③誓約書（様式第4）
	<input type="checkbox"/> 4	④高校等の卒業証明書 ・在籍する高校等に依頼してください。

8 支援生の決定

- ・提出書類及び児童福祉施設での実習実績に基づき、豊橋市自立応援事業審査会で審査し、豊橋市が決定します。7月下旬～8月上旬頃に本人に内定通知をします。
- ・支援生に内定した方は、誓約書（様式第4）及び高校等の卒業証明書を、別途通知する期日までに提出してください。
- ・通信教育等の学科学習のための費用については、支援生本人の口座に振り込みます。詳細については改めて通知をします。
- ・支援生には、半年毎に継続希望を確認します。確認が取れない場合は支援を停止する場合があります。
- ・支援の継続には勤務成績等の要件があります。児童福祉施設就職後の勤務成績、実習状況等が著しく不振な場合は支援を停止する場合があります。

9 その他

- ・提出期限を過ぎてからの申請は受け付けません。また、提出書類については、一切返却しません。
- ・提出書類に不備があった場合は受付できないことがありますので、注意事項や記載例等を確認し、提出してください。
- ・保護者が豊橋市に居住しなくなった場合は支援を停止する場合があります。(単身赴任、病氣療養、死亡等を除く。)
- ・虚偽の申請等、不正な手段で支援を受けようとした場合は支援を受けることができません。また、支援開始後に不正が判明した場合は、支援を廃止するとともに、既に支援を受けた部分について返還していただきます。